

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年1月29日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った徴収金額決定処分（徴収決定額1,714,859円。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人には、本件入金について、収入申告が必要なものとの認識はなかった。平成29年2月に福祉事務所に本件通帳を提出したが、担当職員から何ら指摘はなかった。同年9月になって後任の担当職員から収入申告を怠ったから不正受給だと言われてやめたが、納得がいかない。もっと早く指示して欲しかった。

知人から依頼され馬券を購入した事実は、本件審査請求提起時に審査請求書に添付した知人の一筆（平成30年3月4日付の知人名義（捺印あり）の文書であり、請求人へのゆうちょ銀行への送金について、知人が馬券の購入代金として請求人をお願いしたものである旨の記載がある。以下「知人名義の文書」という。）が裏付けて

いる。本件入金は全て依頼どおり知人のため馬券購入費に充て、払い戻された配当金は知人に送金したので、請求人は何ら収入を得てはいない。したがって、処分庁が言うような不申告の不正はない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年8月14日	諮問
平成30年9月18日	審議（第25回第4部会）
平成30年10月15日	審議（第26回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとされている。
- (2) 法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異

動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(3) 法 78 条 1 項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」とされている。

(4) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）によれば、法 78 条の条項を適用する際の基準として、「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」が挙げられている（課長通知 2・①ないし④）。

(5) 「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、法 78 条を適用する場合に関し、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされ

ている（問答集問 13-23、（答）(3)参照）。

また、同じく問答集によれば、法 78 条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力がないときはどう取り扱うべきかについて、「法第 78 条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第 63 条や法第 77 条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力（徴収に応ずる能力）が考慮されるというものではない。」とされている（問答集問 13-25、（答）参照）。

2 以上を前提に本件について検討する。

(1) 保護費の不正受給について

請求人は、保護が開始された後の平成 26 年 2 月 28 日、当時の担当職員から、法 61 条により、収入については、全て申告の義務があることについて説明を受けた上で、所長宛てに本件説明・確認書の提出も行っていることが認められる。

一方、本件通帳の記載からは、平成 27 年 3 月 29 日以降、知人からの入金が頻繁に行われている事実が認められる。請求人は、本件入金は知人から馬券を購入する委託を受けて、購入資金を預かったもので、本件入金に係る金額は請求人に帰属するものではないと主張している。しかし、本件通帳をみると、口座は請求人の名義で、請求人が何らの制約なく自由に入出金できるものであり、また、知人との間の送金・入金以外の取引の記載も見られ、専ら知人のための預り金口座として設けられたものではないと認められる。そうだとすると、本件入金にかかる金額は、特段の事由が認められない限り、請求人の収入と認めざるを得ないものである。

請求人は、知人名義の文書により、本件入金を知人のために馬券の購入に充てたことは証明済みであると主張する。しかし、知人名義の文書は、本件処分後に作成・提出されたもので、内容も請求人の言い分に沿ってはいるものの概括的であって、本件入金

の使途が具体的に裏付けられていると認めるには足りないものと言わざるを得ない。すなわち、知人からの個々の振込金に関し、請求人が、どのレースについてどのような種類の馬券を何票購入するとの指示を受けたのか、請求人がその指示のとおり実際に馬券を購入したのか、当たり馬券の配当金はいくらであったのか、個々の送金の額は配当金の額と一致しているのか、これらに相当する具体的な事実が確実に存在することを裏付ける資料はないものというほかはない。なお、口頭による意見陳述の機会において、請求人は、知人とのやり取りをスマートフォンで行っている旨述べているが、具体的な内容を裏付ける客観的資料は、審理手続において提出されていない。

以上のことからすると、処分庁が、請求人の説明に相応する事実を認めることができないとしたことを、不合理な判断であるということとはできないものであり、請求人は、この間、本件入金を収入として（なお、収入を得るための経費を要した事由があればその点も併せて）届け出る義務があるのにこれを怠り、保護費を不正な手段で受給したものと評価せざるを得ないこととなり、このことは、法78条1項により費用を徴収すべき場合に当たる事由であるから、本件処分は、その点において正当であり、違法なものでも不当なものでもないというほかはない。

(2) 経費の認定について

本件処分通知書によると、処分庁は、本件入金額から本件送金額を控除した額を本件認定収入としている。

この点につき、弁明書では、「購入額及び配当額の立証ができないため必要経費等を算出することはできない。」としながらも、「配当はすべて同氏へ送金したという審査請求人からの聴取内容を含めケース診断会議にて検討した結果、送金の確認ができる金額については徴収金額より控除を認めることとなった。」との結論をとっている。

上記(1)のとおり、本件入金と本件送金との関連付けについては、これを具体的に確認するに足る資料はないし、処分庁も上記のとおり、「購入額及び配当額の立証ができない」としている以上、本件入金は、その全額4,123,489円を請求人の収入とし、特に控除をすべき項目は存在しないとすることが妥当ではないかとも思われる。しかし、個々の入金と送金とを見ると、比較的接近した時期になされているようにも認められ、本件入金の額のうち、本件送金に相当する額については、請求人もこれを利用する機会がなかったものとの推測もなしうることから、処分庁が、請求人の言い分を一部容れて、本件入金額から、処分庁が関連性を認めた本件送金額を控除した上で本件認定収入を算出したことを、不合理とまで言うことはできないものである。また、かかる処分庁の判断は、請求人の立場からすると、徴収金額が減じられることとなり、結論として有利であるから、この点を捉えて、処分庁の判断に違法・不当な点があり、本件処分に取り消すべき理由があるとすることはできないものである。

3 その他の請求人の主張について

請求人は、収入申告の必要性についての指摘がなされた平成29年9月以降は、知人の委託を受けての馬券購入はやっていないが、平成29年2月に福祉事務所に通帳を提出した際には、担当職員から収入申告の必要性についての指摘がなかった、もしあればより早く止められたのであり、指導が遅れたことに納得がいかないと主張する。

しかし、収入申告の義務があることは、予め請求人に担当職員から説明を行い、理解を得ていたことが認められ、担当職員からの指摘の有無にかかわらず、請求人から収入申告がなされるべきものであったと考えられ、また、その間、請求人に不申告収入が認められることは前述のとおりであるから、この点は、本件処分を取り消すべき理由にはならないものである。

平成29年2月14日に、本件通帳の記載を確認することができた時点で、知人からの入金記録について、請求人にその趣旨を質問すること等も可能であったのではないかと考えられるところ、担当職員が、この入金について、その目的について質問し、さらに調査を行った記録は認められず、この時点での担当職員の取扱いが妥当であったかどうかについては、疑問が残ることを付言する。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙(略)